

第1編 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の概要

1 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の概要

第1 条例制定の背景

本県の光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成14、16、17年度に全国ワースト1位となっており、発令日数を減らすためには、その原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制対策を一層進める必要があります。

VOCは、塗料の希釈溶剤やガソリン、ベンゼンなど、常温で揮発しやすい物質の総称で、これまで、県では、公害防止協定や炭化水素対策指導要綱により排出抑制指導を行ってきました。

一方、国では、大気汚染防止法を改正し、平成18年度から、VOCの排出規制を開始しましたが、VOC年間使用量50トン相当以上の大規模施設を排出規制対象とし、50トン未満の施設に対しては自主的な取組にゆだねたものとなっております。

このため、要綱対象である6トン以上の施設等について、事業者の自主的な取組によるVOCの排出抑制を一層促進するための制度を創設するものです。

第2 条例の概要

(1) 目的

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第17条の3に規定する事業者が自主的に行うVOCの排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）を促進するため必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって県民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とします。

(2) 定義

揮発性有機化合物（VOC）

大気汚染防止法の定義に合わせて、「大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）」としました。

なお、政令で揮発性有機化合物から除かれる物質はメタンと7種類のフロン類です。

自主的取組対象施設

県の区域（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。）内に存する工場又は事業場に設置される施設でVOCを排出するもののうち、その施設から排出されるVOCが大気汚染の原因となるものであって、VOCの排出量が多いために自主的取組を行うことが特に必要なものとして規則で定めるものをいい、規則別表（表1-2 自主的取組対象施設 p.6）に掲げる施設であって、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものをいいます。

VOC排出事業者

その事業活動に伴って自主的取組対象施設からVOCを大気中に排出する者をいい、自主的取組計画書等の提出義務者となります。

(3) 「自主的取組の促進に関する指針」の策定

県は、事業者による自主的取組におけるVOCの削減目標、方法及び取り組むべき対策の事例等、事業者が留意すべき事項について指針を定めます。

また、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、当該指針の案を公表し、県の区域内に工場又は事業場を有する事業者（以下「県内事業者」という。）及び県民の意見を求めることとします。

(4) 県内事業者の責務

その事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握し、及び指針に留意

して、自主的取組を行う責務を有します。

(5) 県の責務

県は、自主的取組を支援するとともに、自ら率先して、VOCの排出及び飛散の抑制のための取組を行う責務を有します。

(6) 県民の努力

県民は、県内事業者の事業活動に伴うVOCの大気中への排出又は飛散の状況を把握することにより、自主的取組に関する理解を深めるよう努めることとしました。

(7) 自主的取組計画書の作成及び提出等

各年4月1日においてVOC排出事業者である者は、自主的取組対象施設が設置されている工場又は事業場ごとに、VOCの使用量並びに排出量及び飛散の量等について記載した計画書(「自主的取組計画書」条例施行規則第一号様式 p.62)を作成し、各年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

以外の事業活動に伴ってVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者も、工場又は事業場ごとに、自主的取組計画書を作成し、知事に提出することができることとしました。

(8) 実績報告書の作成及び提出

(7)の自主的取組計画書を提出した者は、当該自主的取組計画書に係る工場又は事業場ごとに、当該自主的取組計画書に係る年度の終了後、当該自主的取組計画書に記載された事項に係る実績を記載した報告書(「実績報告書」条例施行規則第三号様式 p.68)を作成し、翌年度の7月末日までに知事に提出することとしました。

(9) 書類等の保存

(7)の自主的取組計画書を提出した者又は(8)の実績報告書を提出した者は、当該自主的取組計画書又は当該実績報告書に記載したVOCの使用量等の算出の根拠が記載された書類又は当該根拠が記録された電磁的記録を当該提出の日から3年間保存することとしました。

(10) 公表

知事は、(7)の自主的取組計画書の内容及び(8)の実績報告書の内容を公表することとしました。

(11) 指導及び助言

知事は、県内事業者に対し、指針に即して自主的取組の促進に関し必要な指導及び助言をすることができることとしました。

(12) 報告及び検査

知事は、VOC排出事業者その他のVOCを排出する施設からVOCを大気中に排出する者に対し、報告を求め、又は職員に、立入検査させることができます。

(13) 過料

過料を設けることにより、自主的取組計画等の報告・公表制度の信頼性を確保します。

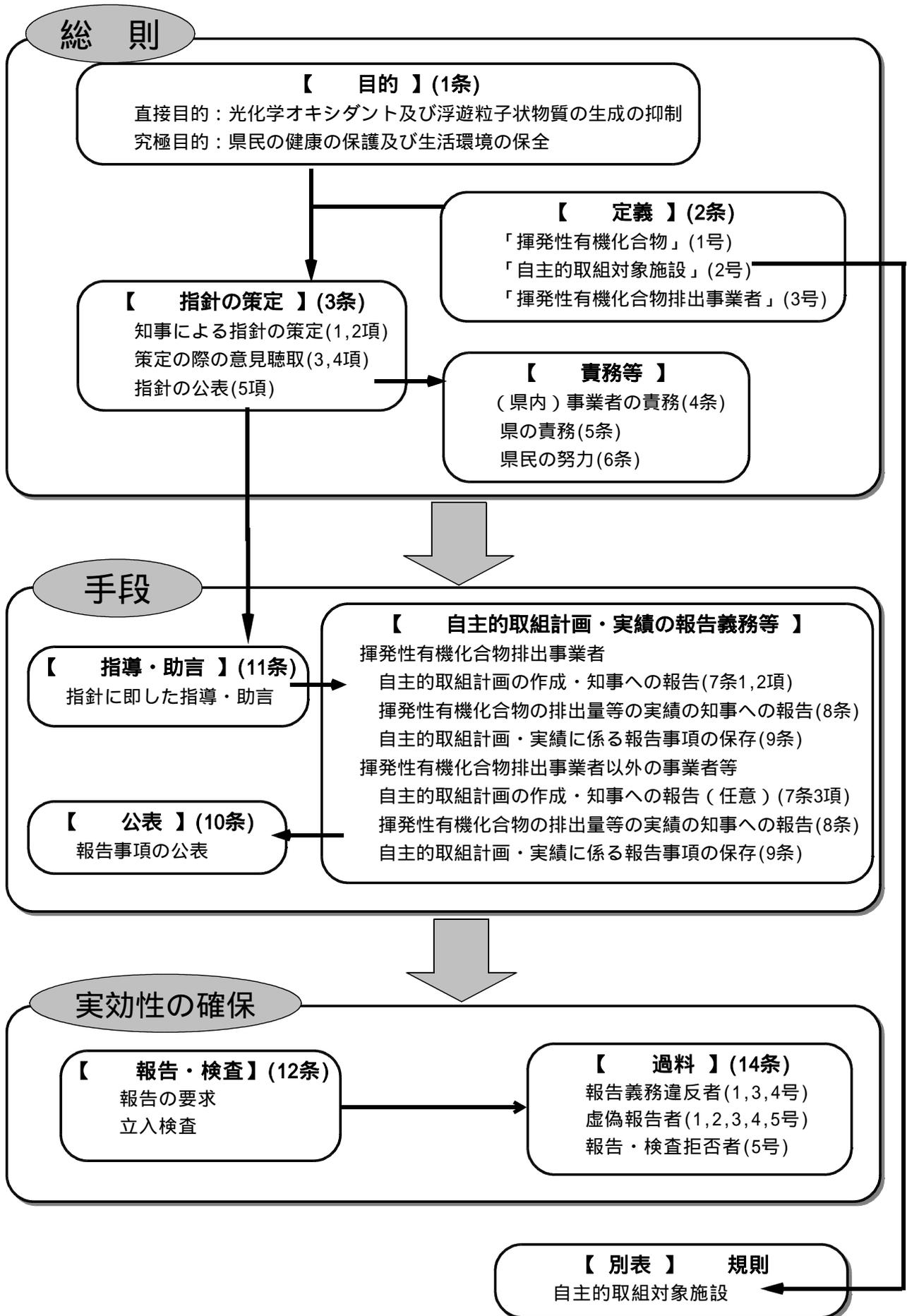
自主的取組報告義務違反者、虚偽報告者、報告・立入拒否者・・・5万円以下の過料

(14) 施行期日

平成20年4月1日

ただし、自主的取組の促進に関する指針の策定に関する部分は条例公布(平成19年10月19日)の日としました。

2 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の基本構造



3 揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組に関する指針の概要

第1 目的

本指針は、千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例第3条の規定により大気汚染防止法（以下「法」という。）第17条の2に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の排出及び飛散の抑制のための取組（以下「自主的取組」という。）の促進に関し必要な事項を定めるものです。

第2 自主的取組による揮発性有機化合物の排出量及び飛散の量の削減に関する目標

光化学オキシダントや浮遊粒子状物質に係る大気汚染の改善のため、工場・事業場の固定発生源からのVOCの排出及び飛散を抑制することを目的とした法改正が行われ、平成18年4月1日から施行されています。

この改正の趣旨は、「光化学オキシダント等による大気汚染を改善するため、その原因物質の一つであるVOCについて、平成22年度までに固定発生源からのVOC排出総量を平成12年度比で3割程度抑制することが必要と見込んでいる。」としています。

そこで、千葉県全体として、平成12年度のVOC排出量及び飛散の量を基準として平成22年度までに削減すべき目標を3割とします。

第3 自主的取組の方法

事業活動に伴いVOCを大気中へ排出又は飛散する事業者（以下「VOC排出等事業者」という。）は、改正法の趣旨に基づいて自主的取組を行うものとし、自主的取組の実施に当たっては、次の事項に留意します。

- 1 VOCの排出及び飛散の抑制に関する情報の収集
- 2 VOCの排出又は飛散の実態の把握
- 3 VOCの排出又は飛散の防止対策の内容
- 4 自主的取組計画の策定

VOC排出等事業者は、計画的にVOCの排出削減を図るため、VOC削減目標値と目標を達成するための具体的対策等からなる「自主的取組計画」を策定し、排出及び飛散防止対策の実施に努めます。

(1) VOC削減目標値の設定の考え方

原則として「3割」とします。

なお、既に基準年度である平成12年度において削減対策を講じている工場又は事業場にあっては3割以下の目標値設定が現実的な場合もあります。一方、基準年度において削減対策を講じていない工場又は事業場にあっては、可能な限り高い削減目標を設定するよう努めることとします。

(2) VOC削減対策の継続

本県では、昭和61年度から炭化水素対策指導要綱により炭化水素発生施設に対する排出抑制指導を行ってきました。

条例の施行に伴い同要綱は廃止となりますが、VOC排出等事業者のうち別表1の施設の設置者又は使用者は、別表2の排出防止対策を講じるよう努めることとします。

5 自主的取組計画書・実績報告書の提出

VOC排出等事業者のうち自主的取組対象施設を設置している者は、条例に基づき「自主的取組計画書」及び「実績報告書」を知事に提出します。

6 自主的取組計画の評価

7 自主的取組計画・実績の公表

第3編 資料の5「千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための自主的取組の促進に関する指針」の別表(p.76)を参照ください。